

別表第1（第2条、第5条、第6条関係）

| 住宅用地球温暖化対策設備  | 要件   | 補助対象経費   | 補助金の額   |
|---|--|--|---|
| <p>一体的導入（住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電」という。）、家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）及び定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）を一体的に導入するものをいう。以下同じ。）</p> | <p>(1) 太陽光発電が次の要件を満たしていること。<br/>                     ア 未使用品であること。<br/>                     イ 補助事業者が電力会社と余剰電力を受給する契約を締結していること。<br/>                     ウ 太陽光の発電による電力が、当該太陽光発電が設置される住宅において消費され、かつ、低圧配線と逆潮流ありで連系されていること。<br/>                     エ 太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計をいう。以下同じ。）が</p> | <p>(1) 太陽光発電については、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線及び配線器具の購入、据付その他設備工事に関する費用<br/>                     (2) HEMSについては、HEMSの項に掲げる費用<br/>                     (3) 蓄電池については、蓄電池の項に掲げる費用</p> | <p>太陽光発電に係る補助対象経費の額又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力（単位はkWとし、小数点以下第2位未満を切り捨てた値（出力4kWを超える場合は、4kW））を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額に、HEMSの項及び蓄電池の項に掲げる補助金の額を加えた額</p> |

|                           |   |  |                                 |
|---------------------------|---|--|---------------------------------|
|                           | <p>10kW未満のもの。</p> <p>(2) HEMSがHEMSの項に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>(3) 蓄電池が蓄電池の項に掲げる要件を満たしていること。</p> |  |                                 |
| 家庭用燃料電池システム(以下「燃料電池」という。) | <p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる燃料電池であること。</p>                    | 燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品(リモコン、配管カバー、燃料電池試運転に係る費用等)、配線、配線器具、配管及び配管器具の購入、据付並びにこれらの工事に付随する工事に関する費用 | 補助対象経費の額又は1基につき100,000円のいずれか低い額 |
| HEMS                      | <p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となるHEMSであること。</p>                    | データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線及び配線器具の購入、据付その他設置工事に関する費用                                  | 補助対象経費の額又は1基につき10,000円のいずれか低い額  |

|     |  |  |                                 |
|-----|--|--|---------------------------------|
| 蓄電池 | (1) 未使用品であること。<br>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる蓄電池であること。 | リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される設備の設置に関する費用 | 補助対象経費の額又は1基につき100,000円のいずれか低い額 |
|-----|--|--|---------------------------------|

別表第2（第12条関係）

| 設備    | 添付書類  | 補助事業完了日  |
|-------|---|--|
| 一体的導入 | <p>(1) 太陽光発電 次に掲げる書類</p> <p>ア 電力会社の発行する発電設備の連系に関するお知らせの写し</p> <p>イ 設置した住宅等の全景カラー写真、太陽電池モジュールの設置状態（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）を示すカラー写真、パワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）の型式及び製造番号が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績書の写し及び住宅以外の建物等に当該太陽電池モジュールを設置した場合は、その連系点のカラー写真</p> <p>(2) HEMS HEMSの項に掲げる添付書類</p> <p>(3) 蓄電池 蓄電池の項に掲げる添付書類</p> | <p>補助対象経費の支払が完了した日、電力の系統連系及び受給を開始した日、設備の保証書に記載されている保証の開始日、設備付き住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日</p> |
| 燃料電池  | <p>(1) 燃料電池本体のカラー写真、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるカラー写真</p> <p>(2) 設備の保証書の写し（保証の開始日が確認できるものに限る。）</p>  | <p>補助対象経費の支払が完了した日、設備の保証書に記載されている保証の開始日、設備付き住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日</p>                   |

|         |   |
|---------|---|
| H E M S | <p>(1) H E M S 本体のカラー写真、本体に貼付されている型式が確認できるカラー写真及び端末モニター等が起動している状態が確認できるカラー写真</p> <p>(2) 設備の保証書の写し（保証の開始日が確認できるものに限る。）</p> |
| 蓄電池     | <p>(1) 蓄電池本体のカラー写真並びに本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるカラー写真</p> <p>(2) 設備の保証書の写し（保証の開始日が確認できるものに限る。）</p>                           |